

令和6年度青森県特別保証融資制度一覧表

資金名	融資対象	融資限度額	融資利率	融資期間 (うち据置期間)
「青森新時代」への架け橋資金	県内に事業所を有する中小企業者（中小企業者として創業する者を含む。）で、次のいずれかに該当する事業を行うもの		【固定利率】	
	(1) 県内で創業する（創業後5年未満を含む。）事業 ① スタートアップ創出枠（スタートアップ創出促進保証によるもの）（注1） ② 創業枠（スタートアップ創出促進保証以外の保証によるもの）	1億円 (うち①は3千5百万円)	1.1%	運転10年以内 (2年以内) 設備15年以内 (3年以内) ※(1)①、(5)③・④・⑤は 運転・設備とも 10年以内 (1年以内)
	(2) 空き店舗活用による地域商店街活性化への取組 (空き店舗活用チャレンジ融資)	1億円	※(1)①②について、女性、UIJターンの創業 0.9%	
	(3) 法令等に基づく認定又は国や県等による補助等採択事業	1億円		
	(4) 特別枠 ① 新商品等の開発・新分野進出を図る事業 ② DXを推進する取組・生産性向上を図る事業 ③ GXを推進する取組 ④ SDGs（持続可能な開発目標）の達成に資する取組 ⑤ 賃金引上げに資する取組 ⑥ 物流の2024年問題の解決への取組 ⑦ (①～⑥以外) 県の推進する戦略等に基づく重点推進分野に属する事業	①～⑦合計で2億8千万円	※(1)①②について、各市町村が設置する創業相談窓口の利用が確認できる者 1.0% ※(1)～(4)について、三者連携協定に基づく融資を受けるもの 1.0%	
	(5) 事業承継枠 ① 事業資産の譲渡等による承継 ② 事業承継計画作成・計画実行 ③ 事業承継特別保証を利用したもの ④ 事業承継特別保証を利用し、かつ、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けたもの ⑤ 経営承継借換関連保証を利用したもの	①～④合計で1億円 ⑤は①～④とは別枠で1億円	金融機関所定利率から0.8%引き下げた率 (下限1.6%) (注2) 経営力向上割引の利用可能 (この場合下限1.1%)	
	(6) 金融機関提案枠	1億円	上限1.1%	
※融資限度額は、(1)①～②は合計で1億円(①は3千5百万円まで)、(4)①～⑦は合計で2億8千万円、(5)①～④は合計で1億円、その他は別枠				
経営安定化サポート資金	原則として県内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当するもの（(3)は創業後1年未満のものを含む）		【固定利率】	
(1) 連鎖倒産枠	倒産した企業に対し売掛債権等を有しているもの若しくは倒産した企業との取引依存度が10%以上であるもの	3千万円 (運転資金のみ)	金融機関所定利率から0.8%引き下げた率 (下限1.6%) (注2) 経営力向上割引の利用可能 (この場合下限1.1%)	10年以内 (2年以内)
(2) 経営安定枠	① 最近3か月の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して10%以上減少しているもの ② 売掛債権の回収長期化(又は回収不能)、又はその他の事由により経営の安定に支障を生じているもの ③ 原油価格の上昇又は物価高騰により事業活動に影響を受けている中小企業者で、売上減少等一定の要件に該当するもの	4千万円 (運転資金のみ)		
(3) 災害枠	① 別に県が指定する災害等により経営の安定に支障を生じているもの ② 陸奥湾ホタテガイ高水温被害により事業活動に影響を受け、経営の安定に支障を生じているもので、次のいずれかに該当するもの ア ホタテを取扱う水産加工業、卸、小売、飲食店、運送業（以下「ホタテ関連事業者」という。） イ ホタテ関連事業者又はホタテ生産者に対する取引依存度が10%以上であるもの	① 3千万円 ② ア 1億円 イ 3千万円	3年以内：0.9% 3年超：1.1%	
(4) 事業再生枠	法的な再建手続きを行い、又は再生支援機関等の指導のもと事業再生を図るもの	3千万円	金融機関所定利率 (注2) 経営力向上割引の利用可能	
※融資限度額は、(1)～(4)はそれぞれ別枠。さらに、(3)において①から②はそれぞれ別枠とする。				
事業活動応援資金	県内に事業所を有する中小企業者で次のいずれかに該当するもの		【変動利率】 (注3)	
(1) 事業活動枠	事業活動に必要な資金の調達を図るもの	1億円	金融機関所定利率から0.3%引き下げた率 (上限2.0%) (注2) 経営力向上割引の利用可能	運転10年以内 (2年以内) 設備15年以内 (3年以内)
(2) 流動資産担保枠	県内で原則1年以上同一事業を営む中小企業者で、取引先事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有するもの（棚卸資産を担保とする場合は法人に限る。）	3千万円		1年間 個別保証の場合は1年以内
(3) 再チャレンジ枠	廃業歴等があるもので、起業に再チャレンジするもの（信用保証協会が求償権を有する場合には、求償権消滅保証に該当する場合に限る。）	1千万円		運転5年以内 (1年以内) 設備10年以内 (2年以内)
※融資限度額は、(1)～(3)はそれぞれ別枠。				
経営力強化借換資金 (借換制度)	青森県信用保証協会の保証を受けている借入金残高がある中小企業者で、次のいずれにも該当するもの ・ 県内に事業所を有しているもの。 ・ 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うもの。	1億円	【固定利率】 金融機関所定利率から1.3%引き下げた率 (下限1.1%)	10年以内 (1年以内)

(注1) 法人に限る。

(注2) 【経営力向上割引】 四半期毎に試算表及び資金繰り表を取扱金融機関に提出することを条件として融資利率から0.5%割引する制度。

(注3) 【変動利率】 融資実行後に、取扱金融機関が定める基準金利が変動した場合は、その変動幅を変動させるものとする。

○ 融資利率とは別に、県信用保証協会に対する信用保証料が必要となります。

★ 県及び市町村において、青森県特別保証融資制度の利用者に対する保証料補助等の支援策を実施しております。

(詳しくは、県HPまたは各資金のチラシをご覧ください。)

青森県特別保証融資制度について

■青森県特別保証融資制度について

青森県特別保証融資制度は、県が貸付原資の一部を取扱金融機関に預託し、これに取扱金融機関が自己の資金を加え、信用保証協会の保証を付して、県が定めた融資条件により中小企業者の方に融資が行われる仕組みとなっています。県が預託することにより、取扱金融機関の資金調達コストを引き下げ、低利の融資を実現しています。

※信用保証協会は、中小企業者が金融機関から事業に必要な資金の融資を受ける時、その債務を保証し、融資を受けやすくするとともに、万一、中小企業者が借入金を返済できなくなった場合は、当該中小企業者に代わって金融機関へ返済します。このため、融資利率とは別に信用保証料の支払いが必要となります。なお、県では「青森新時代」への架け橋資金（一部を除く。）を対象に、信用保証料の補助を行っています。また、一部市町村では特定の資金について信用保証料や利子の一部又は全額の補助を行っています。

■利用できる方

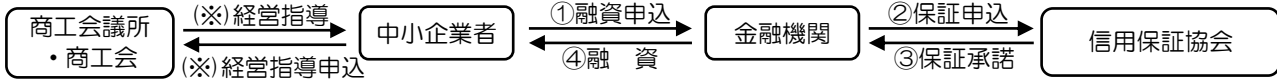
ご利用いただけるのは、原則として、県内に事業所を有する中小企業者です。

中小企業者とは、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する会社、個人、組合、特定非営利活動法人及び医療法人等で、以下の資本金又は従業員のうち、どちらか一方が適合すれば該当します。ただし、農林漁業や風俗営業飲食業等を除きます。

業 種	資 本 金	従 業 員 数
製造業、建設業、運輸業、その他下記以外の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

(ゴム製品製造業・ソフトウェア業又は情報処理サービス業等の業種、組合、特定非営利活動法人、医療法人等については、別に定められています。)

■融資の手続き



○融資にあたっては、金融機関及び信用保証協会が審査を行います。

○ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。

（※）商工会議所等への経営指導申込は、経営安定化サポート資金のみ必要となります。

■条件変更（融資期間の延長）について

県制度資金の既存借入に係る条件変更を行う場合、県制度資金の要綱に定める融資期間の上限を超えて最長5年間延長することが可能です。（令和7年3月末まで）

※条件変更の可否については、取扱金融機関等の審査により決定されますのでご了承ください。

■保証料率（県信用保証協会）

1. 「青森新時代」への架け橋資金、経営安定化サポート資金、事業活動応援資金

※中小企業者である法人が、信用保証協会が別に定める「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に基づき、信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとするを選択する場合には、各制度要綱で定める所定の信用保証料率に0.25%又は0.45%を上乗せした信用保証料率とします。

(1) 無担保保険（一般関係）、普通保険（一般関係）を利用の場合は、原則として財務その他経営に関する情報を基にリスク計測モデルにより算出される評点に応じた下表の区分の料率を適用します。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

(2) 中小企業信用保険法に規定する特例保証に該当する場合は、信用保証協会所定の保証料率が適用されます。

（例：セーフティネット保証4号は0.95%、セーフティネット保証5号は0.86%など。なお、セーフティネット保証を利用するには市町村長の認定を受ける必要があります。）

(3) 創業関連保証を利用する場合は0.85%、国の全国統一制度の対象であるスタートアップ創出促進保証を利用する場合は1.05%（0.85%に0.2%を上乗せ）の料率が適用されます。

(4) 割引適用

担保提供がある場合や会計参与の設置状況を確認できる場合等に割引適用があります。

2. 経営力強化借換資金

(1) 原則として、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率が適用され、区分に応じて0.45～1.75%となります。

(2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号（セーフティネット保証5号）に該当する場合は0.86%の料率が適用されます。

■担保・保証人

担保は必要に応じて徴求します。保証人は原則として、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要です。

■取扱金融機関

青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫、東日本信用漁業協同組合連合会

■問い合わせ先

○青森県経済産業政策課中小企業金融グループ 電話017-734-9368

県HP【青森県特別保証融資制度のご案内】<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/sangyo/kenyuusi.html>

○青森県信用保証協会 電話017-723-1354

青森県融資制度

検索